

さいたま市水道局告示第 80 号

逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入（その 2）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入（その 2） 19,540 個

(2) 納入場所

さいたま市中央区下落合 4-14-14

(3) 特質

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和 7 年 12 月 19 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目（大分類）「建設資材・部材・材料品」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 入札説明書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。

- (7) 納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 6 月 2 6 日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 仕様書解凍用パスワードの交付

本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

(1) 申請様式の交付方法

3 (1)に同じ

(2) 受付先

電子メールアドレス suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

3 (2)に同じ

(4) 通知方法

電子メール

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 6 月 2 6 日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(2) 交付日時

令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月22日（火）午前9時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎第一会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

3(2)に同じ

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 内訳書の金額の合計が入札金額と一致していない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町 2-445-1 さいたま市水道局業務部給水装置課
電話 048（788）2749 FAX 048（669）2260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、契約事務規程第 6 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、納品場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。